

いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会専門委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役 員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部 会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委 任)

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 28 年 10 月 26 日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に第 74 回国民体育大会高萩市準備委員会専門委員会の役員及び委員である者は、いきいき茨城ゆめ国体高萩市実行委員会専門委員会の役員及び委員に委嘱されたものとみなす。

別表（第2条関係）

種 類	付託事項	委任事項
総務・企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 開催準備に向けた総合的な計画に関する事 2 広報及び市民運動に関する事 3 接伴及び歓迎装飾に関する事 4 他の専門委員会に属さない事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 開催準備に向けた総合的な計画の推進に関する事 2 広報及び市民運動の実施に関する事 3 接伴及び歓迎装飾の実施に関する事 4 他の専門委員会に属さない事項の実施に関する事
競技・式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会の運営に関する事 2 競技施設及び関連施設の整備に関する事 3 競技用具の整備に関する事 4 競技役員等の養成及び編成に関する事 5 表彰式に関する事 6 大会旗及び炬火イベントに関する事 7 その他競技、式典に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会の運営の実施に関する事 2 競技施設及び関連施設の整備の実施に関する事 3 競技用具の整備の実施に関する事 4 競技役員等の養成及び編成の実施に関する事 5 表彰式の実施に関する事 6 大会旗及び炬火イベントの実施に関する事 7 その他競技、式典の実施に関する事
輸送・交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送計画に関する事 2 交通及び駐車場対策に関する事 3 警備及び防災対策に関する事 4 その他輸送及び交通に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送計画の実施に関する事 2 交通及び駐車場対策の実施に関する事 3 警備及び防災対策の実施に関する事 4 その他輸送及び交通に係る事項の実施に関する事
宿泊・衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊計画に関する事 2 食品衛生及び環境衛生の計画に関する事 3 医事衛生に関する事 4 標準献立及び食品調達に関する事 5 医療救護に関する事 6 防疫の計画に関する事 7 その他宿泊及び衛生に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊計画の実施に関する事 2 食品衛生及び環境衛生の計画の実施に関する事 3 医事衛生の実施に関する事 4 標準献立及び食品調達の実施 5 医療救護の実施に関する事 6 防疫の計画の実施に関する事 7 その他宿泊及び衛生の実施に関する事